

美里町監査委員告示第4号

地方自治法第199条第4項に基づく定期監査を実施した結果について、同条第9項の規定により公表する。

令和元年11月14日

美里町監査委員 相馬光喜

美里町監査委員 櫻井功紀

1 監査の概要

1) 本監査は、美里町監査基準に基づき実施した。

2) 監査の種類

定期監査（令和元年度会計）

3) 監査の対象

教育委員会部局を除く全課を対象に、美里町の行政事務事業を執行する、各課各部門全般にわたり、その所掌する事務及び歳入歳出の執行状況の確認を行い、監査を実施した。

4) 監査の評価項目

歳入の確保は順調であったか。収支の均衡に影響は無かったか。事務事業執行及び予算執行に当たっては適正かつ、効果的に行われたか。また、計数管理の面においては違算、誤謬等なかったか等に注目した。

5) 監査の実施内容

美里町の行政事務事業を執行する、各課各部門全般にわたり、その所掌する事務及び歳入歳出の執行状況の確認を行い、監査を実施した。

6) 監査の実施場所及び日程

本庁舎監査委員室、東庁舎第2会議室、南郷庁舎庁議室、健康福祉センター研修室、水道事業所会議室

令和元年10月10日、11日、16日、17日、21日、29日の6日間

2 監査の結果

1) 「1 監査の概要」記載事項のとおり監査した限りにおいて、特に違法又は不当としてその責任を追及すべきと判断される問題事案は存在しない。

2) 本監査において特筆すべきと判断された事項については次のとおりである。

労務管理の徹底と時間外勤務の縮減について

時間外勤務命令については、昨年の監査において、職場や個人により大きく差が見受けられたため、職員の健康に配慮し、各個人への仕事量の分配等、課内の協力体制を検討することを求めてきたが、本年の監査においても時間外勤務が恒常化しており、特定の職員に業務が集中している実態が確認された。

所属長は、係間での応援体制を確立し、事務分担の適正化、平準化を図るよう努められたい。また、職員の健康管理の面から、労務管理の徹底と業務の効率化、省力化を進め、時間外勤務の縮減を図られたい。

契約について

随意契約につき、安易に随意契約が行われていないか監査したが、規則にのっとり2社以上から見積書を徴しており、契約の相手が特定人に限定されるときは理由書の添付がなされており、適正に処理されているものと認める。

支出について

支出負担行為、支出命令は適正な時期に行われている。また、源泉所得税は正しく計算され、消費税の適用関係等についても適正に処理されているものと認める。

下水道受益者負担金について

平成30年度に判明した下水道受益者負担金徴収猶予の不適正事務処理を踏まえ、令和元年度の事務処理について再発防止が図られているか監査を行った。

）供用開始の公告後の徴収猶予者全員につき3年の猶予期限を、その期限年の3月31日としており、文書の整理・管理に改善が認められる。

）課内職員間の情報共有に努めていることが確認された。

）引き続き内部統制の確立を図り、所属内での適正な事務処理の確認及びチェック体制の強化を図られたい。

滞納整理簿について

滞納状況、理由、督促、分割納付相談等すべて明確に把握し、記録されており、不納欠損処分に至るまで徴収努力がされていることが確認された。引き続き適正な滞納整理に努められたい。